

固定電話サービス移行円滑化委員会（第3回）ご説明資料

NTTのメタル縮退におけるケーブルテレビの懸念

2025年11月17日
(一社)日本ケーブルテレビ連盟

NTTのメタル縮退における代替サービスと線路敷設基盤

2. 今後の固定電話サービス(代替サービス)

- 加入電話(メタル)の代替サービスとして、光回線電話/ワイヤレス固定電話/ひかり電話を提供※1,2,3
お客様の利用環境やご要望に応じて、代替サービス※4,5,6をご案内
- 移行にあたってはお客様からのお申込み・工事が必要(移行に係る初期費用は無償※7【次頁】)

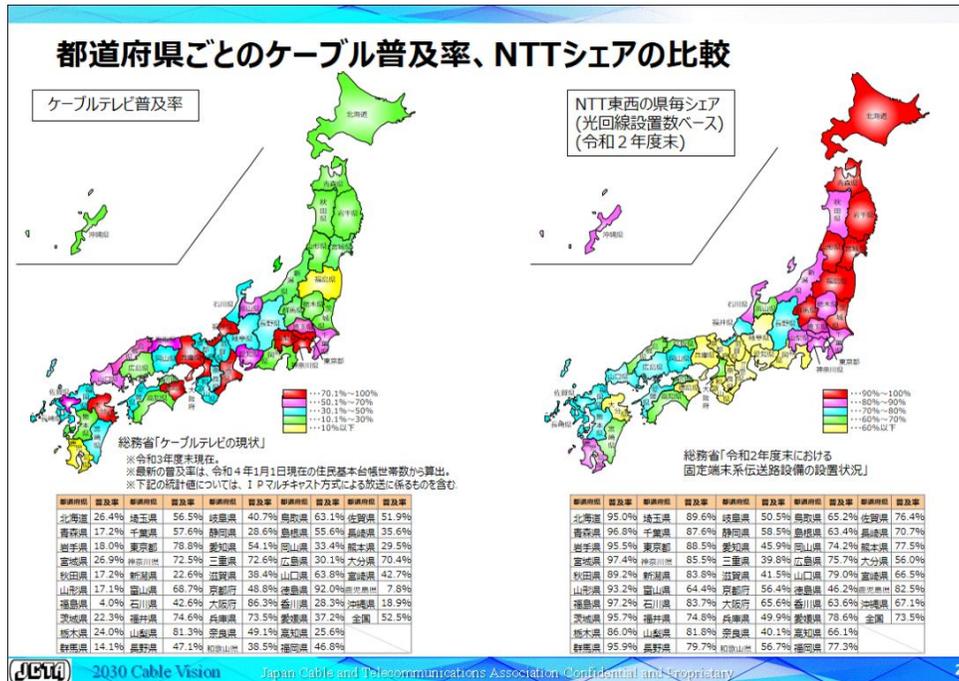


固定電話サービス項円滑化委員会(第1回)
資料1-4_NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社

	光提供エリア	光未提供エリア	合計
NTT東日本	535万回線 (99%)	3万回線 (1%)	538万回線
NTT西日本	439万回線 (87%)	66万回線 (13%)	505万回線
合計	974万回線 (94%)	69万回線 (6%)	1,043万回線

- 今後、NTT東西のメタル縮退に伴い、光提供エリアでは光回線による代替が行われますが、光未提供エリア（69万回線）ではワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話への置き換えが行われる可能性があります。
- このため、光提供エリアは、電柱等の線路敷設基盤は維持されますが、光未提供エリアについては、携帯電話基地局までの光化は行われても、各戸までの光化は行われず、その区間の電柱等は撤去される可能性があると考えます。

ケーブルテレビの普及率と光化の進捗



2023年10月4日 通信政策特別委員会資料より

- 政府は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和5年12月26日閣議決定）に基づき、2027年度末までに光ファイバー回線を全国の世帯の99.9%（2023年3月末時点で99.8%）へ普及させることを目標としています。
- 他方、当連盟の調査によれば、全国の光化には地域差があります。
- NTT東西の光化率が低いエリアでは、ケーブルテレビの普及率が高くケーブルテレビによるブロードバンド提供が行われていると見込まれ、特にこのようなエリアでの電柱等が撤去されることとなった場合は地域のブロードバンド提供に大きな影響が生じるおそれがあります。

線路敷設基盤の譲渡等について【意見・要望】

- デジタル田園都市国家構想に則り、光ファイバの整備が促進されるためにも線路敷設基盤の地域の実情が配慮されない安易な撤去・処分が行われないう、必要な手当をすべきと考えます。
 - ☞ 電柱の有無は、添架事業者にとって死活問題
 - ☞ 公設の光ファイバは地域のコミュニケーションを支える存在
- 特にNTT東西の光未提供エリアで、ワイヤレス・モバイルによる代替が行われる場合においても、「特別な資産」である線路敷設基盤について、認可対象となる行為に含まれる「処分」には撤去・廃止が含まれること、及び「工作物」には電柱が含まれることを確認させていただきたい。
さらに、利用者が現存する場合は地域の実情が配慮されない撤去・廃止が行われないよう制度的な担保をお願いしたい。
- なお、市場検証委員会でも線路敷設基盤の取扱いについては、通信事業者からの課題提起が行われているところ。

【関係事業者からの主な意見】

「処分」には、破棄、**移転**（支障移転を除く）、**貸与等に加え**、NTT東西自身を含めた重要設備の**転用・目的外利用を含めるべき**。また、認可対象となる線路敷設基盤は可能な限り広くあるべきであり、現在**接続ルールのもとで利用されているもの**（局舎、電柱等）を**全て対象とすることを明示すべき**。【ソフトバンク】

2025年10月24日 市場検証委員会資料より

縮退計画の事前公表や影響事業者との協議【意見・要望】

➤ メタルの縮退計画は、市町村単位もしくは町字単位の規模で事前に公表し、添架事業者や地域の利用者が縮退に備えられる十分な時間を確保して、影響を受ける事業者との協議を丁寧に実施していただきたい。

➤ また、縮退に備えられる十分な時間の確保や協議が適正に実施されているかについて定期的に検証していただきたい。

☞ 仮に電柱が撤去・廃止されるのであれば、添架事業者は代替ルートを再構築する必要が生じる（利用者へのサービス断、再構築費用などが課題）

☞ 電柱の添架状況については、市場検証委員会でも検証が行われる予定となっている

4 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

(3) 法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

④ その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況の確認(抜粋)

電気通信事業法第27条の3及び「公益事業者の電柱事管路等使用に関するガイドライン」に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認を行う。

2025年7月23日 市場検証委員会資料より